

安 全 報 告 書

(2 0 2 0 年 度)

この安全報告書は、航空法第111条の6に基づき作成したものです。

つくば航空株式会社

<目次>

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項.....	3
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項.....	3
3. 航空法第 111 条の 4 に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況.....	5
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項.....	6

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

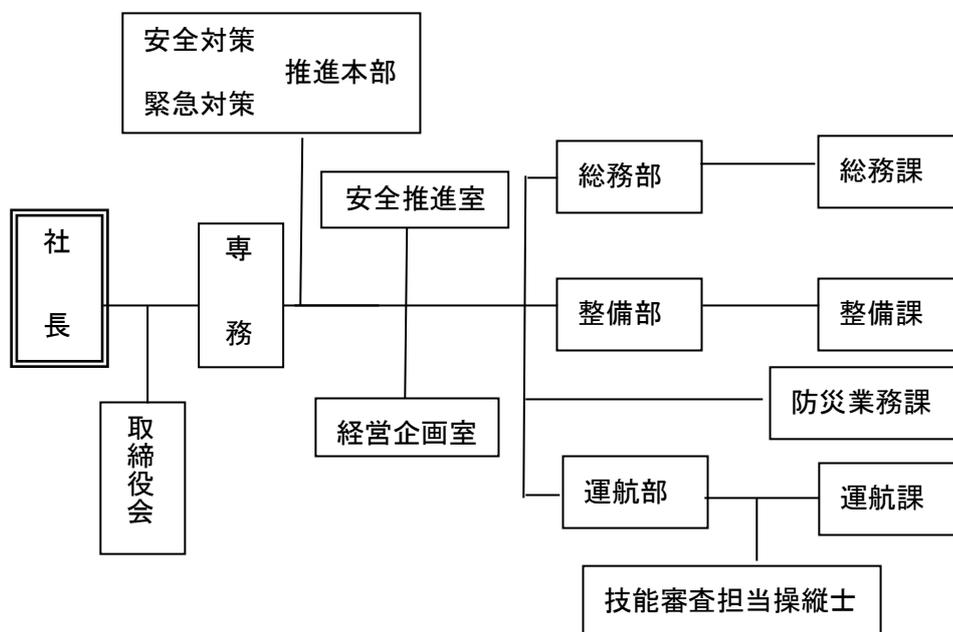
つくば航空株式会社は、全社員が次の基本理念に基づき行動しております。

- 1) 常に安全第一の運航を心がけます。
- 2) 信頼のある会社を目指します。
- 3) 関係法令等を遵守します。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

①安全確保に関する組織及び人員に関する情報

1) 全体及び安全確保に関する組織図



2) 各組織の機能・役割の概要

- ・つくば航空の組織は運航部、整備部及び総務部に大別されます。
- ・推進本部は、安全対策推進会議を設け、安全上重要な情報の提示、課題の検討、対策及び指示を行っています。又、緊急事態に対応するため、緊急対策本部を設置します。
- ・技能審査担当操縦士は、機長の各審査を行っています。

3) 各組織の人員数

運航部	整備部	総務部	合計
15人	11人	1人	27人

4) 航空機乗組員、運航管理担当者及び整備従事者の数

操縦士	運航管理者	整備士
12 () 人	12 (10) 人	11 () 人

() 内は兼務者。

②日常運航の支援体制

1) 航空機乗組員、運航管理担当者及び整備従事者に係る定期訓練及び審査の内容等

- ・会社で機長発令を受けた者は、資格要件を維持するために定期的に訓練（年1回）と審査（年1回）を受けこれに合格しなければなりません。
- ・運航管理担当者は会社の発令を受けるため、任用訓練及び任用審査を受け、これに合格しなければなりません。
- ・整備従事者は、年1回技量維持及びヒューマンエラーの防止のために教育訓練を実施しています。
- ・その他、定期的に危険物輸送に係る教育訓練、航空保安計画に基づく訓練を実施しています。

2) 日常運航における問題点の把握方法とその共有、現場へのフィードバックの体制

- ・機長は事故、重大インシデント、イレギュラー運航等があった場合、機長報告処理要領に基づき、報告を行っています。
- ・整備従事者は、不具合を発見した場合又は報告を受けた場合、整備規程に定められた要領に基づき、必要により技術指令書等の発行を行っています。
- ・月1回の会社全体の報告会、部課長会議及び安全対策推進会議の開催又は問題点があった場合に臨時に会議を設け情報を共有し、その問題点の原因分析、処置、再発防止対策、指導を社員全員に対して行っています。

3) 安全に関する社内啓発活動等の取組み

- ・毎日行われる朝礼時、月1回開催される会社全体の報告会、部課長会議及び安全対策推進会議にて、安全意識の徹底等を社員に対し指導しています。
- ・定期的にインターネット等により航空安全情報を入手し、社員に対し周知をしています。

③使用している航空機に関する情報

1) 保有している航空機の情報

型式	機数	平均機齢	導入時期	座席数	年間平均飛行時間	年間平均飛行回数
S350B型	1	33	1993.1	6	298	174
R44Ⅱ型	2	12	2016.2	4	148	1168

3. 航空法第 111 条の 4 に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況

1) 総件数

0件

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

1) 国から受けた事業改善命令等

該当するものは、ありませんでした。

2) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

安全指標		安全 目標値	令和2年度	
			実績 期間	取組み結果の総括
遅行指標	重大インシデントの発生件数	0件	0件 R2年7月～R3年6月	安全達成度100% ⇒令和2年度も引き続き、重大インシデント発生件数は0件を継続し、目標達成となった。 先行指標で定めた「ヒヤリハットの提出」及び「安全教育の実施」を着実に実施したことにより、全社員の安全意識を高めることに繋がった。このため事故及び重大インシデントの発生件数ゼロを継続することができた。 重大インシデントの発生件数ゼロの継続は運航会社の最大の使命であり、更に継続して安全指標・目標値として定めていく。
先行指標	1) 自己のヒヤリ ハットを年1回以上会社に提出 (匿名可能、社長を含む全社員数を母数とする提出率)	100% (提出率)	100% R2年7月～R3年6月	安全達成度100% ⇒令和2年度はコロナウイルス感染防止のためインターネットなどを利用した方法を実施し、受講率を上げることができた。このため5月20日時点で3回以上の受講率が90%を超え、目標達成となった。 安全教育(ヒヤリハット教育を含む)は社員の安全意識を高める効果があるため、引き続き令和3年度の継続設定指標とし、また教育対象者を常勤以外の契約社員及び嘱託社員にひろげ、さらなる安全意識の向上につなげることとする。
	2) 安全教育の全社員、年間3回以上受講 (内ヒヤリハット教育1回を含む)	90% (受講率)	100% R2年7月～R3年6月	安全達成度100% ⇒令和2年度はコロナウイルス感染防止のためインターネットなどを利用した方法を実施し、受講率を上げることができた。このため5月20日時点で3回以上の受講率が90%を超え、目標達成となった。 安全教育(ヒヤリハット教育を含む)は社員の安全意識を高める効果があるため、引き続き令和3年度の継続設定指標とし、また教育対象者を常勤以外の契約社員及び嘱託社員にひろげ、さらなる安全意識の向上につなげることとする。

3) 次年度における全体的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

令和3年度				
安全指標		安全目標値	安全指標及び安全目標値の設定理由等 *考え方	安全達成度の管理・監視方法
運行指標	重大インシデントの発生件数	0件	運航開始から重大インシデント発生件数ゼロを引き続き継続している。安全運航は会社の最大かつ永遠の目標であり、重大インシデントを事故の前兆ととらえ、今年度も継続して安全指標として設定することとした。	2つの先行指標を確実に実施することで安全に対する意識の向上を計り、重大インシデントの発生を抑える効果がある。月1回の安全推進対策会議で先行指標の達成度および進捗状況の確認を行うとともに先行指標実施のための計画を推進させる。
先行指標	1) ヒヤリハット投稿を全社員人数以上 (匿名可能、社長を含む全社員数を母数とする提出率)	100% (提出率)	ヒヤリハットを投稿することが定着してきており、安全意識の向上には効果があることが社員に対するアンケートでも明らかであり、今後も多くの事象を収集することが大切である。更に安全運航に繋げるため内容を分析することが大切である。今年度も継続して安全指標として設定することとし、目標値については投稿件数だけでなく、投稿する意識の定着が目的である。なお、令和3年度は常勤以外の社員(契約及び嘱託社員)を含めた全社員数に応じた100%提出率として設定した。	安全対策推進会議で毎月の進捗度を確認するとともに、安全のため教訓となるヒヤリハット事例は全社員が社内ネット閲覧するよう安全対策推進会議から呼びかける。更にその事例を社員に紹介する機会を設ける。また、常勤以外の社員(契約及び嘱託社員)にもヒヤリハット事例を共有できるような方法を構築することを目指す。
	2) 安全教育の全社員、年間3回以上受講 (内、ヒヤリハット教育1回を含む)	90% (受講率)	令和2年度も計画的に安全教育が実施でき、目標値の90%を達成することができた。アンケートによる調査で社員に対し直接教育することで安全意識を高める効果は高いことが明らかになってきており引き続き安全教育を安全指標として設定することとした。 なお、アンケートにより安全教育の有効性が確認できたため、常勤以外の社員(契約及び嘱託社員)も安全教育の対象として広げることとし、そのため目標値は前年度同様90%と設定することとした。	安全対策推進会議において、令和2年度同様に早期に安全教育の実施予定を定める。 また、同一の内容を複数回に分けて実施すること及びインターネット等を利用して出張者等が受講可能な方法を工夫して行うことにより、受講率を向上させる。予定の消化状況や達成度については、安全対策推進会議で確認する。更に安全推進に効果があるヒヤリハット事例は内容を分析し安全教育として全員が受講するよう計画する。

* 考え方 運行指標 (安全に関わる問題事象を発生させない目標値)
 先行指標 (運行指標を起こさないために安全意識を持たせる目標)
 以上の2つの指標を定めた